

議事要旨(3) 金融商品専門委員会における検討状況

(分類及び測定)

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、金融商品専門委員会の検討状況として、2012年11月にIASBから公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正（IFRS第9号（2010年）の修正案）」（コメント期限：2013年3月28日）が公表され、金融商品専門委員会として当該公開草案に対するコメント案の検討を行っている旨、及びコメントレターの提出が期限を過ぎる件についてはIASBにスタッフ間で連絡済である旨の説明がなされた。これに続き、沖本研究員より、金融商品専門委員会及び本委員会における議論を踏まえて修正されたコメント案について、概要の説明がなされた。

説明の後、委員等から、以下のような発言がなされた。

- 金融商品専門委員会等におけるこれまでの議論が反映されており、事務局の示すコメント案に異論はない。なお、市場には多様な金融商品が存在するため、「改変された経済的関係」に対しては、色々な問題意識を有するコメントがIASBに寄せられるはずであり、その点は今後注目していきたいと考えている。

最後に、加藤副委員長より、これまでの複数回にわたる議論を踏まえた結果であるため、字句修正等を除き基本的には事務局案のとおり、なるべく早急にコメントレターとしてIASBに提出したい旨の説明がなされた。

(減損)

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、金融商品専門委員会の検討状況として、2012年12月にFASBから公開草案「金融商品：信用損失（Subtopic825-15）」が公表され、金融商品専門委員会として当該公開草案に対するコメント案の検討を行っている旨の説明がなされた。これに続き、神谷専門研究員より、当初2013年4月30日とされていたコメント期限が同年5月31日に延期された旨が紹介されたほか、当該公開草案に対する金融商品専門委員会における検討状況について、概要の説明がなされた。

説明の後、委員等から、次のような発言がなされた。

- あるオブザーバーより、金融商品は会計基準のグローバルなコンバージェンスが強く要請される領域であり、コメントレターにおいて、コンバージェンスの必要性について強調すべきとの発言がなされた。同オブザーバーからは、さらに、ロールフォワード情報については作成者による開示負担が大きいことは理解できるが、利用者にとっては有用な情報であり、当該情報について開示の要請がある旨を記載すべきとの発言がなされた。

- ある委員より、質問 2 へのコメントの方向性において、CECL モデルによって意思決定有用性がより高い情報が提供される旨について同意しないとの記述があるが、現行の発生損失モデルから予想損失モデルを採用する方向性自体には必ずしも反対していないことを踏まえると、コメントの記載を見直してはどうかとの発言がなされた。これに対し事務局からは、質問 2 と質問 4 に対してまとめて回答する方法を含め、記載を工夫したいとの回答がなされた。
- ある委員より、負債性金融商品に内在する信用リスクに対する損失をより早期に計上するという方向性については理解できるが、契約期間の長い貸出金について信頼性をもって信用損失を見積ることが困難であるほか、信用損失の認識が過大になる可能性がある等の問題があるため、契約期間すべてから見込まれる信用損失を認識することには懸念があるとの発言がなされた。同委員からは、さらに、今回の公開草案では、金融保証契約が適用範囲外とされていると理解しており、この点を懸念しているとの発言がなされた。これに対し事務局からは、金融保証契約の取扱いについては、必ずしも定かではないため、今後、確認した上で対応したいとの回答がなされた。
- ある委員より、個別の質問に対するコメントの方向性において、複数の代替案が提示されている箇所もあり、最終的にどのように取りまとめていくことを念頭に置いているかという質問がなされた。これに対し事務局からは、コメントレターの取りまとめに当たっては、IASB へのコメントレターとどの程度の整合性を確保すべきか、幾つかある実務上の要請の内容のうちどの点を優先させるべきかについて留意しつつ検討をすすめていくことを想定しているとの回答がなされた。

最後に、加藤副委員長より、FASB が公開草案のコメント期限を延期することとしたことを踏まえ、IASB の公開草案との比較を含む分析を慎重に行った上で、次回以降の委員会においてコメントレター案を提示したいとの説明がなされた。

(デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続)

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、金融商品専門委員会の検討状況として、2013 年2月に、IAS第39号「金融商品：認識と測定」及び関連するIFRS第9号「金融商品」におけるヘッジ会計部分に関するEDが公表され、ヘッジ手段に指定されたデリバティブ契約の相手方が新たな法律又は規制の導入を受けて集中化された相手方（CCP）に契約更改される場合に、一定の要件を満たせば例外的にヘッジ関係中止要件に該当しないことが提案されている点について、コメント案の検討を行っている旨の説明がなされた。これに続き、丸岡専門研究員より、金融商品専門委員会における議論を踏まえたコメント案について、概要の説明がなされた。

説明の後、委員等から、以下のような発言がなされた。

- ある委員から、更改（novation）というのは、既存の債権・債務関係が変更されたことを指すのであって、新規取引の場合には「更改」という概念はあり得ないのではないかとの質問があった。これに対し事務局からは、IASB の ED で用いられている「更改」は既存取引のみならず、例えば A と B が新規契約を結んだ直後に、決済の相手方を CCP に移したケースも指しているものと考えられるとの回答があった。
- ある委員から、デリバティブ取引決済の CCP 移行の政策意義について質問がなされた。これに対し事務局から、リーマン・ショック後のカウンターパーティー・リスクの高まりへの対応が政策趣旨との回答があった。
- また同委員から、米国や日本における影響および対応について質問があった。これに対し事務局からは、米国では SEC 主任会計士から、既存取引も含めて CCP 決済への移行はヘッジ会計の中止には当たらない旨のレターが発出されたこと、日本では、ヘッジの有効性判定が業種別監査委員会報告に沿って行われていることを背景に、大きな問題になり得るとは考えられていないこと、について説明がなされた。
- ある委員から、全国銀行協会では、新規取引のみならず、既存取引をも救済措置の対象とすべきとの方向で IASB 向けコメントレターを発出する方針であるとの説明がなされた。
- ある委員から、法律が背景にある問題であるため、ED 中の「契約更改が法律又は規制による要求されている」との要件を完全に削除することには違和感があるとのコメントがなされた。これに対し事務局からは、規制の実態に合わせて取引レベルで詳細な条件を設けると基準が極めて複雑になること、かつ、濫用防止の観点からは CCP への集中という縛りを入れておけば十分ではないかとの説明がなされた。
- ある委員から、政策趣旨がカウンターパーティー・リスクの削減にあることを踏まえれば、当然に個別に根拠法等が存在する筈であり、敢えて「CCP は法律又は規制に基づいて設立するものと思われる」と記載することの意味はないのではないかとのコメントがあった。これに対し事務局からは、取引レベルの条件をなくす提案をしているので、濫用防止の観点からは CCP への集中という縛りは必要となるのではないかと考えているが、ご指摘を踏まえ修正案が必要かどうかを検討したい、との説明がなされた。

最後に、加藤副委員長より、事務局において、ED における「更改」の意味を再確認した上で、コメントレターを発出する上で修正が必要か否かを判断したいとの説明がなされた。

以 上